

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):中部地方

注)人頭制の20m³使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m ³ /月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m ³ 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況						
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期			
															H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
新潟県	15201	新潟市	15201	新潟市	H17.3.21	10	1249	2908	2.6	2.0	合併時に統一(新潟市の例による)。ただし、H19年度まで合併に伴う経過措置が適用される。	1						
新潟県	15207	新津市																
新潟県	15220	白根市																
新潟県	15221	豊栄市																
新潟県	15321	小須戸町																
新潟県	15323	横越町																
新潟県	15324	亀田町																
新潟県	15341	岩室村																
新潟県	15346	西川町																
新潟県	15348	味方村																
新潟県	15349	湯東村																
新潟県	15350	月潟村																
新潟県	15351	中之口村																
新潟県	15201	新潟市																
新潟県	15345	巻町																
新潟県	15202	長岡市	15202	長岡市	H17.4.1	8	688	2184	2.3	2.3	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目的に統一する。(合併協議会HP)	1						
新潟県	15364	中之島町																
新潟県	15401	越路町																
新潟県	15402	三島町																
新潟県	15421	山古志村																
新潟県	15502	小国町																
新潟県	15204	三条市	15204	三条市	H17.5.1	10	1575	3622	1.3	1.0	合併時に統一(栄町の例による)。公衆浴場は三条市の例による。	1						
新潟県	15362	下田村																
新潟県	15363	栄町																
新潟県	15205	柏崎市	15205	柏崎市	H17.5.1	10	1081	2288	2.0	1.8	合併後も、料金制度は現行のまま引き継ぐ(市HP)	1						
新潟県	15501	高柳町																
新潟県	15505	西山町																
新潟県	15206	新発田市	15206	新発田市	H17.5.1	10	1449	3024	1.5	1.4	合併時に統一(新発田市の例による)	1						
新潟県	15308	加治川村																
新潟県	15309	紫雲寺町	15210	十日町市	H17.4.1	10	1522	3255	1.5	1.3	合併時に統一(十日町市と中里村の中間程度とする(合併協議会HP))	1						
新潟県	15210	十日町市																
新潟県	15481	川西町																
新潟県	15483	中里村																
新潟県	15523	松代町																
新潟県	15524	松之山町																
新潟県	15216	糸魚川市	15216	糸魚川市	H17.3.19	10	1050	2310	1.7	1.4	新市移行後5年以内に統一する方向で協議する。それまでの間は、各市町の使用料を引き継ぐ(合併協議会HP)	1						
新潟県	15562	能生町																
新潟県	15563	青海町																
新潟県	15217	妙高市	15217	妙高市	H17.4.1	10	1365	2730	1.8	1.8	現行のとおりとし、合併後、新井市の制度を参考としながら、5年を目的に統一を目指す。(合併協議会HP)	1						
新潟県	15545	妙高高原町																
新潟県	15547	妙高村																
新潟県	15547	妙高村																
新潟県	15222	上越市	15222	上越市	H17.1.1	10	1386	2772	1.7	1.7	合併時に統一(上越市の例による)	1						
新潟県	15222	上越市																
新潟県	15521	安塚町																
新潟県	15522	浦川原村																
新潟県	15525	大島村																
新潟県	15526	牧村																
新潟県	15541	柿崎町																
新潟県	15542	大潟町																
新潟県	15543	頸城村																
新潟県	15544	吉川町																
新潟県	15546	中郷村																
新潟県	15548	板倉町																
新潟県	15549	清里村																
新潟県	15550	三和村																
新潟県	15561	名立町																

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):中部地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m3 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況						
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
新潟県	15219	両津市	15224	佐渡市	H16.3.1	10	2198	5054	1.6	1.2	両津市・相川町・小木町・羽茂町は現行のとおりとし、赤泊村は別に定める。その他の区域は合併時に統一する(合併協議会HP)	1	1					
新潟県	15601	相川町				10	2520	5040	1.0	1.0								
新潟県	15602	佐和田町																
新潟県	15603	金井町																
新潟県	15604	新穂村				10	2415	4830	1.0	1.0								
新潟県	15605	畑野町																
新潟県	15606	真野町																
新潟県	15607	小木町				5	1000	3550	1.6	1.9								
新潟県	15608	羽茂町				-	-	-	-	-								
新潟県	15609	赤泊村				-	-	-	-	-								
新潟県	15442	堀之内町	15225	魚沼市	H16.11.1	10	1785	3570	1.0	1.0	当面は現行どおりとし、合併後に料金を統一する方向で調整する(合併協議会HP)			1				1
新潟県	15443	小出町				10	1785	3570	1.0	1.0								
新潟県	15444	湯之谷村				10	1890	3780	1.0	1.0								
新潟県	15445	広神村				10	1785	3570	1.0	1.0								
新潟県	15446	守門村				10	1785	3570	1.0	1.0								
新潟県	15447	入込瀬村				-	-	-	-	-								
新潟県	15463	六日町																
新潟県	15464	大和町	15226	南魚沼市	H16.11.1	10	1890	3780	1.0	1.0	合併時に統一(公衆浴場用は六日町の現行どおりとする)	1						
新潟県	15226	南魚沼市																
新潟県	15462	塩沢町																
新潟県	15381	津川町				-	-	3360	-	1.0								
新潟県	15382	鹿瀬町	-	-	3150	-	1.0	合併後5年間で段階的に統一			1							
新潟県	15383	上川村	10	1470	2940	1.0	1.0											
新潟県	15384	三川村	10	1575	3150	1.0	1.9											
新潟県	15310	中条町	15227	胎内市	H17.9.1	10	1575	3255	1.3	1.2	公共下水道は中条町のみのため現行のとおり。農業使用料はH20年度を目途に検討。							
新潟県	15311	黒川村																
新潟県	15218	五泉市	15218	五泉市	H18.1.1	10	1260	2730	1.3	1.1	合併時に統一(五泉市の例による)	1						
新潟県	15322	村松町																
新潟県	15202	長岡市	15202	長岡市	H18.1.1	8	688	2184	2.3	2.3	公共下水道使用料(農業を含む)は、新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3~5年を目途に統一する。(合併協議会HP)			1			1	
新潟県	15215	栃尾市				10	1260	2415	0.9	1.2								
新潟県	15403	与板町				10	1575	3150	1.0	1.0								
新潟県	15404	和島村				10	2940	5040	0.7	1.0								
新潟県	15406	寺泊町				10	1680	3360	1.0	1.0								
新潟県	15213	燕市	15213	燕市	H18.3.20	10	861	1869	1.6	1.4	合併時は現行料金体系とし、合併後の財政計画に基づき、5年以内に統一を検討する(合併協議会HP)			1			1	
新潟県	15343	分水町				-	-	3150	-	1.0								
新潟県	15344	吉田町				-	-	-	-	-								
富山県	16201	富山市	16201	富山市	H17.4.1	10	966	2289	2.9	2.1	現行のとおり各市町村の料金体系を引き継ぐ。数年後に適正な原価計算を基に公共下水道使用料の統一を図る。			1			1	
富山県	16301	大沢野町				-	1000	3400	-	1.0								
富山県	16302	大山町				10	1417	3097	1.6	1.3								
富山県	16361	八尾町				10	1575	3150	1.1	1.1								
富山県	16362	婦中町				10	1680	3360	1.1	1.1								
富山県	16363	山田村				2100円+420円/人	3360	-	-	-								
富山県	16364	細入村				10	3000	3800	0.3	1.0								
富山県	16202	高岡市				16202	高岡市	H17.11.1	10	1260		3020	2.4	1.7	合併時に統一(高岡市の例による)。H20年度まで減免措置あり。	1		
富山県	16422	福岡町																
富山県	16208	砺波市	16208	砺波市	H16.11.1	10	1575	3150	1.1	1.1	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において漸次調整するものとする。			1			1	
富山県	16405	庄川町				10	1427	2847	1.0	1.0								
富山県	16401	城端町	16210	南砺市	H16.11.1						料金体系を従量制と認定制の併設とし、基本水量、基本料金、超過料金及び認定水量を合併時まで調整する。ただし合併年度は旧町村の例による。なお料金が急激に増高する旧町村は、段階的に調整を行う。(合併協議会HP)。H17.4.1統一。			1	1			
富山県	16402	平村																
富山県	16403	上平村				10	1680	3360	1.0	1.0								
富山県	16404	利賀村																
富山県	16406	井波町																
富山県	16407	井口村																
富山県	16408	福野町																
富山県	16421	福光町																
富山県	16203	新湊市	16211	射水市	H17.11.1						合併時に統一(ただし一般用は、使用料が著しく変化する市町村について3年間の調整期間を設定)	1						
富山県	26381	小杉町																
富山県	16382	大門町				10	1470	3045	1.1	1.1								
富山県	16384	大島町																
富山県	16383	下村																
富山県	16207	黒部市	16207	黒部市	H18.3.31	10	1200	2500	1.3	1.2	合併時に統一(黒部市の例による)	1						
富山県	16341	宇奈月町																

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):中部地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m3 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況						
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
石川県	17202	七尾市	17202	七尾市	H16.10.1	-	525	3255	-	1.8	新市に移行後、H18.10.1に統一(七尾市の例による)			1	1			
石川県	17401	田鶴浜町																
石川県	17403	中島町																
石川県	17405	能登島町																
石川県	17206	加賀市	17206	加賀市	H17.10.1	10	1260	2625	1.2	1.2	合併時に統一(加賀市の例による)	1						
石川県	17301	山中町																
石川県	17362	高松町	17209	かほく市	H16.3.1	8	798	1986	1.4	1.2	合併時に統一	1						
石川県	17363	七塚町																
石川県	17364	宇ノ気町																
石川県	17208	松任市	17210	白山市	H17.2.1	10	900	1940	1.5	1.3	合併後概ね3年を目途に調整する。それまでの間は現行のとおりとする(合併協議会HP)							
石川県	17342	美川町				10	1570	3360	1.5	1.4								
石川県	17343	鶴来町				10	1050	2620	1.5	1.0								
石川県	17345	河内村				10	780	1410	0.8	1.0								
石川県	17346	吉野谷村				15	1207	1627	1.8	1.8								
石川県	17347	鳥越村				15	1570	2150	1.1	1.0								
石川県	17348	尾口村				15	819	1186	1.3	1.0								
石川県	17349	白峰村				10	1648	3433	1.1	1.1								
石川県	17321	根上町	17211	能美市	H17.2.1	5	735	2940	1.0	1.0	合併時に統一	1						
石川県	17322	寺井町																
石川県	17323	辰口町																
石川県	17384	志賀町	17384	志賀町	H17.9.1	15	1050	1575	1.8	1.2	H28年度を目途に富来町の例により調整する。			1			1	
石川県	17382	富来町				10	1575	3150	1.0	1.0								
石川県	17383	志雄町	17386	宝達志水町	H17.3.1	10	1575	3150	1.0	1.0	合併前から同一							
石川県	17385	押水町																
石川県	17402	鳥屋町	17407	中能登町	H17.3.1	10	1365	2625	0.9	1.0	合併時に統一(鹿島町の例による)	1						
石川県	17404	鹿島町																
石川県	17406	鹿西町																
石川県	17204	輪島市	17204	輪島市	H18.2.1	10	999	2301	1.3	1.0	合併後5年を目途に調整し、減免等は輪島市の例による。			1			1	
石川県	17462	門前町				8	1512	3780	1.0	1.0								
福井県	18205	大野市	18205	大野市	H17.11.7	10	1470	3045	1.3	1.2	旧和泉村は公共下水道事業未着手							
福井県	18342	和泉村																
福井県	18362	芦原町	18208	あわら市	H16.3.1	10	1155	2415	1.4	1.3	合併時に統一(芦原町区域はH18年度まで経過措置あり)	1						
福井県	18363	金津町																
福井県	18401	南条町	18404	南越前町	H17.1.1	1260円+525円/人	2835	-	-	合併後3年間は現行のとおりとし、その後3年を目処に統一			1				1	
福井県	18402	今庄町				2184円+241.5円/人	2908	-	-									
福井県	18403	河野村				2000円+500円/人	3336	-	-									
福井県	18421	朝日町	18423	越前町	H17.2.1	10	1155	2415	1.4	1.3	合併時に統一(区域により経過措置あり)	1						
福井県	18422	宮崎村																
福井県	18423	越前町																
福井県	18425	織田町																
福井県	18441	三方町	18501	若狭町	H17.3.31	2000円+500円/人	3675	-	-	合併時に統一(上中町の例による)	1							
福井県	18461	上中町																
福井県	18203	武生市	18209	越前市	H17.10.1	10	1155	2551	1.9	1.5	合併時に統一(武生市の例による)	1						
福井県	18381	今立町																
福井県	18201	福井市	18201	福井市	H18.2.1	10	1008	2079	2.0	1.9	合併時に統一(福井市の例による)	1						
福井県	18302	美山町																
福井県	18424	越廼村																
福井県	18426	清水町																
福井県	18321	松岡町	18322	永平寺町	H18.2.13	10	997	2047	1.9	1.9	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後5年以内に料金体系を従量制で統一するよう調整する(合併協議会HP)			1			1	
福井県	18322	永平寺町				10	1575	2835	1.0	1.3								
福井県	18323	上志比村				1575円+420円/人	2835	-	-									
福井県	18462	名田庄村	18483	おおい町	H18.3.3	2625円+525円/人	4200	-	-	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後5年を目途に料金改定を行い統一する。(合併協議会HP)			1			1		
福井県	18482	大飯町				10	945	1995	1.7		1.5							
福井県	18361	三国町	18210	坂井市	H18.3.20	10	997	2100	1.7	1.5	当面現行のとおりとし、H23年4月より、一般汚水料金は丸岡町、春江町、坂井町の例により一元化し、公衆浴場汚水料金は丸岡町、春江町の例により一元化する。(合併協			1				
福井県	18364	丸岡町				10	1155	2415	1.5	1.4								
福井県	18365	春江町				10	1155	2415	1.5	1.4								
福井県	18366	坂井町				10	1155	2415	1.5	1.4								

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):中部地方

注)人頭制の20m³使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m ³ /月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m ³ 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況							
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定	
静岡県	22201	静岡市	22100	静岡市	H15.4.1	10	1995	2551	1.2	4.4	新市における公共下水道事業計画を策定後、料金体系を検討			1				1	
静岡県	22204	清水市	22211	磐田市	H17.4.1	10	945	2152	2.0	1.6	静岡県流域下水道維持管理負担金の改定時に合わせ見直しを図る。(合併協議会HP)								
静岡県	22211	磐田市				10	787	1890	1.8	1.3									
静岡県	22482	福田町				10	787	1890	1.8	1.3									
静岡県	22483	竜洋町				10	787	1890	1.8	1.3									
静岡県	22484	豊田町				10	787	1890	1.8	1.3									
静岡県	22485	豊岡村				10	1050	2100	1.2	1.2									
静岡県	22213	掛川市	22213	掛川市	H17.4.1	8	730	1990	1.6	1.4	合併時はそれぞれ現行のとおりにし、新市において公共下水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整する。(合併協議会HP)			1				1	
静岡県	22216	袋井市	22216	袋井市	H17.4.1	10	735	1680	1.9	1.4	合併時に統一(袋井市の例による)。農集使用料は現行のとおりにし。(合併協議会HP)	1							
静岡県	22202	浜松市	22202	浜松市	H17.7.1	10	945	2042	2.1	1.9	新市の公共下水道事業計画を策定する中で見直しを行う。合併後5年間を目標に段階的調整を行うが、原則として2年間は現行のとおりにし、ただし、他市町村と比較して現行使用料単価が著しく低廉な舞阪町については、合併後7年間を目標に段階的調整を行う。(合併協議会HP)								
静岡県	22217	天竜市				10	840	1837	1.7	1.4									
静岡県	22218	浜北市				10	945	2026	1.8	1.5									
静岡県	22462	春野町				10	1050	2100	1.0	1.0									
静岡県	22486	龍山村				-	-	-	-	-									
静岡県	22487	佐久間町				10	1500	2400	0.6	1.0									
静岡県	22488	水窪町				-	-	-	-	-									
静岡県	22502	舞阪町				10	525	1102	1.9	1.7									
静岡県	22505	雄踏町				10	945	2042	2.1	1.9									
静岡県	22521	細江町				10	1050	2205	1.4	1.2									
静岡県	22522	引佐町				10	1050	2205	1.3	1.2									
静岡県	22523	三ヶ日町				-	-	-	-	-									
静岡県	22322	修善寺町				-	262	1942	-	1.0									
静岡県	22324	土肥町	10	1134	2300	1.1	1.1												
静岡県	22328	天城湯ヶ島町	10	1000	1800	0.8	1.0												
静岡県	22329	中伊豆町	1500円+300円/人	-	2400	-	-												
静岡県	22321	伊豆長岡町	22225	伊豆の国市	H17.4.1	10	840	1680	1.0	1.0	合併時に統一(伊豆長岡町の例による。一般料金体系は元々同じ)	1							
静岡県	22326	菫山町	22100	静岡市(葵・駿河)	H18.3.31	10	1995	2551	1.2	4.4	現行のとおりにし、統一はなるべく早い時期に実施。			1				1	
静岡県	22382	蒲原町				10	945	2152	2.0	1.6									
静岡県		静岡市(蒲原)				10	840	1890	1.9	1.5									
愛知県	23220	稲沢市	23220	稲沢市	H17.4.1	10	1155	2310	2.3	2.3	合併時に統一(農集使用料は現行のとおりにし)(合併協議会HP)	1							
愛知県	23401	祖父江町	23221	新城市	H17.10.1	-	472	1995	-	4.4	公共下水道は新城市のみ(旧鳳来町、作手村は農集)							1	
愛知県	23402	平和町																	
愛知県	23221	新城市																	
愛知県	23581	鳳来町																	
愛知県	23582	作手村	23231	田原市	H17.10.1	10	735	1680	2.4	1.9	合併時に統一(田原市の例による)	1							
愛知県	23231	田原市																	
愛知県	23623	渥美町																	
愛知県	23202	岡崎市	23202	岡崎市	H18.1.1	10	735	1785	2.9	2.0	岡崎市の制度を存続する。農集使用料の算定方法は、H18年度から岡崎市の制度に統一。(合併協議会HP)								
愛知県	23502	額田町	23207	豊川市	H18.2.1	10	840	1774	2.5	2.3	合併時に統一(豊川市の例による)	1							
愛知県	23207	豊川市																	
愛知県	23602	一宮町																	